

新年のご挨拶

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久



会員の皆様におかれましては、ご家族お揃いで新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は過去に経験したことの無い程の多くの、かつ国を揺るがす程の出来事が起きました。先ず何と云っても3月11日午後2:46に発生した東日本大地震の発生であります。この大地震それに伴う大津波、火災さらに原発事故により多くの犠牲者、行方不明者が出ると同時に、多くの方々が被災され、今でも避難所生活を強いられている方々が多くおられることを考えます時、衷心より御冥福と御見舞いを申し上げる次第であります。

実は私も当日は青森県十和田市において、今回の大地震を体験致しました。電気、水道、電話も暖房も無い避難所生活が2日間とはいえ、いかに大変であるかを身を持って経験しました。少しは生活環境が改善されたとはいえ、すでに10カ月に及ぼうとする避難所生活等を余儀なくされている被災者の方々のお気持ちを考えますと、胸中察するに余りあるものがあります。心より、出来るだけ早期の再興・復興を祈念するものであります。

今回の大地震も含め、一昨年宮崎県で発生しました口蹄疫、さらに秋口より全国9県で家禽に発生した高病原性鳥インフルエンザ等はそのいずれもが、人災によるものが大であることが判明しています。口蹄疫の検証委員会の座長を務めわかりましたことは、如何に我が国において危機管理体制が確立されていないかということでもあります。そのことは、このたびの東日本大地震の対応を見ても全く同様のことが言えます。

確かに「家畜伝染病予防法」(昭和26年)はありましたが、機能しなければただの念仏であります。そのため、このたびの口蹄疫の発生で昨年家畜伝染病予防法がより具体的に見直され、さらにそれに引続いて「飼養衛生管理基準」も見直されましたことは、一つの朗報だと思います。しかし、いくら立派な法律を作っても実行され、実効ある結果を出さなければ、無になってしまいますので、このたびの見直しにより各県とも繰返しの実施訓練がなされることは力強いことでもあります。

一方、東日本大地震では人は勿論であります、動物達にも甚大な犠牲がでました。しかし、現在その数さえ不明であります。伴侶動物(犬や猫等)は、各地方獣医師会、各県の対策本部さらに、日本獣医師会を含めた緊急災害時動物救援本部、その他に数多くの動物愛護団体等の御活躍により、何とか被災動物への対応がなされてきた訳であります、家畜(牛、豚、鶏等)や、野生動物に対しては一部の馬(南相馬の馬追い)、豚(研究用)を除き全く放置状態であります。特に原発事故の20km圏内の家畜は一部の飼い主により放された家畜以外はほぼ死の転帰をとり、すでにその多くは白骨化したままの状態であります。

日本には「動物の愛護及び管理に関する法律」がありますが、家畜についてはほとんどその対応は触れてありません。是非ともこのたびの同法の見直しでは改善が必要と思われませんが、時間的な問題もありますので、是非とも次回の見直しでは伴侶動物のみならず家畜も野生動物も含めた改正を考慮すべきであります。

その後、政治、行政(農林水産省)、関係団体の御努力により、20km圏内の牛が研究用として飼育可能となり、また、放置されていた死体の処理が進展しましたことは、大変嬉しく思うところであります。

これらの対応につきましては、昨年10月に南アフリカ共和国(ケープタウン)で開催されましたWVA

総会におきまして、日本の動物に関する現状を説明し、理解して頂いたところであります。

いずれにしても、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、東日本大地震さらには大被害をもたらした台風12号のような災害時に対して、如何に日本獣医師会として実効ある対応をすべきかをしっかりと構築する必要があることを実感しました。

昨年、早速に動物福祉・愛護部会の中に動物福祉・愛護委員会を立ち上げ、具体的なマニュアル作成を検討することにしました。

実効あるマニュアル作成をするためには、実際の救護活動をした体験者をはじめ、多くの分野からの意見を参考にし、責任の所在を明確にした担当分野の決定、各獣医師会と地方行政、さらに愛護団体等との連携プレーを構築することが肝要であると思います。その上に、定期的な訓練も含めなければ、突発的な出来事に対して対応はできません。特に、何時やって来ないとも判らない自然災害に対しては急ぎ対応する必要があります。

一昨年より継続的に審議してきました幾つかの問題も解決し、その方向性も定まってきたものがあります。

1 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）

基本方針のとりまとめも一昨年の8月に終了し、昨年より各都道府県がその基本方針ののっとり各都道府県独自の計画を立てることになっており、すでに本年よりその実施状況を検証し、遅れている所にはそれなりの対応がなされています。また、勤務獣医師の処遇改善も未だ充分とはいえないまでも、多くの県では確実に進んでいます。さらに、大学における臨床実習の見学型実習から参加型実習が可能になりましたことも喜ばしいことです。しかし、未だ実行に至っていないのは大変残念であります。各大学は早期の実現に向けて努力を傾注して頂きたいものであります。

2 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」

文部科学省が平成20年11月に立ち上げた本会議のとりまとめもようやく今年の3月に終了し、公表されました。時間をかけた割には改善の具体的なプランは見られないのでありますが、改善の気運は各大学大いに盛り上がってきました。具体的には、北海道大学―帯広畜産大学、東京農工大学―岩手大学の教育連携、さらには山口大学―鹿児島大学の共同学部構築等が本年春にスタートすることは一歩前進ととらえるべきであります。今後はさらに小委員会を立ち上げて継続的に学部設置構想を目標にし、第三者評価及び学部設置基準等の検討を開始する必要があります。

3 動物の愛護及び管理に関する法律の見直し

平成17年の改正に引続いての5年後の見直しがようやく昨年まとまりました。多くの点において、現状に沿った改善点が認められますが、家畜及び野生動物に対しての対応が欠除しているのは残念です。是非とも次回の見直しでは検討する必要があります。

4 動物看護師統一認定機構の立ち上げ

一般社団法人日本動物看護職協会設立後2年経過し、併せて遅ればせながら統一認定機構が設立されましたことは大きな意義があります。今後、統一試験合格者は認定機構が認定証を発行することになります。さらに数年後には公的認定に移行し、動物医療の発展に寄与して頂きたいものであります。

昨年の10月には社団法人日本獣医師会も公益認定に向けて申請が終り、本年4月には公益社団法人として新しく再出発することになりそうです。会員、関係各社の大同団結の下、獣医界発展のためにも微力ながら努力を傾注する所存です。

最後になりましたが、会員及び会員構成獣医師の皆様様の益々の御発展と御多幸を祈念するものであります。